

墨田区基本構想審議会に関する要綱

（目的）

第 1 条 墨田区基本構想（以下「基本構想」という。）の策定又は変更について調査審議するため、墨田区基本構想の策定等に関する条例（令和 5 年墨田区条例第 4 5 号）第 3 条第 1 項に基づき設置する墨田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の策定又は変更について必要な事項を調査審議し、答申する。

（組織）

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 2 7 人以内をもって組織する。

- (1) 公募による区民
- (2) 識見を有する者（学識経験者又は区内団体が推薦する者等をいう）

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、前条の規定により区長が委嘱した日から審議会が第 2 条に規定する答申を行った日までとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員（会長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が会議を公開しないことが適当と認めるときは、非公開とすることができる。

（部会）

第 7 条 審議を効率的に行うため、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長及び部会委員は、第 3 条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前 2 項に定めることのほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

（意見の聴取）

第 8 条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、審議事項に関して意見又は識見を有する者に対し、会議に出席してその意見を述べ、又はその意見を文書により提出するよう求めることができる。

（区民意見等の反映）

第 9 条 審議会は、答申をするにあたっては、広範な区民の意見及び提案を反映するよう努めなければならない。

（庶務）

第 10 条 審議会及び部会の庶務は、企画経営室において処理する。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 第 6 条 1 項の規定にかかわらず、最初の審議会は、区長が招集する。